

## 愛南町議会新型コロナウイルス感染症対策会議設置要綱

(令和2年4月15日 愛南町議会議長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛南町議会新型コロナウイルス感染症対策会議(以下「議会対策会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 愛南町議会は、新型コロナウイルス感染症対策として愛南町新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「町本部」という。)の設置により、これと連携するために議会対策会議を設置する。

2 議長は、議会対策会議が設置されたときは、議員及び町本部にその旨を通知する。

(組織構成)

第3条 議会対策会議は、全議員をもって構成する。

2 議長は、議会対策会議を総括し、議員を指揮監督する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長の順に議長及び副議長の職務を代理する。

5 議長は、必要に応じて議員を招集することができる。

(所掌事務)

第4条 議会対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス等の各種情報を議員及び町本部から収集・整理し、必要に応じて議員及び町本部に情報を提供して連携を図ること。

(3) 町本部及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。

この場合において、議会対策会議は、町本部が新型コロナウイルス対応に専念できるよう、議員からの町本部への要望及び提言については、緊急の場合を除き、議会対策会議を窓口として行うものとする。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対応方針)

第5条 議会対策会議に係る対応方針等については議長が別に定め遂行する。

(事務局)

第6条 議会対策会議の庶務は、愛南町議会事務局がこれを担う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行する。